

令和 8 年 3 月 25 日

## 令和 7 年度 包括外部監査の結果報告書(概要版)

長崎市包括外部監査人 弁護士 宮本 篤

令和 7 年度の包括外部監査を終了しましたので、その概要をご報告いたします。

### 1 監査のテーマ(特定の事件)

観光振興、宿泊税活用事業に関する事務の執行について

### 2 監査のテーマ(特定の事件)の選定理由

古くは、安政 2 年、長崎の海軍伝習所にオランダから贈られた蒸気船に「観光丸」と命名されたのが、「観光」という言葉のはじまりとされている。以来、長崎は、江戸時代に西洋に開かれた唯一の国際都市として発展し、市内には異国情緒漂う観光資源が数多く存在する。

令和 3 年 3 月、長崎市は、観光を取り巻く社会情勢の変化や多様化する訪問客のニーズに対応するため、従来の戦略及び計画を統合するとともに、観光のみならず、「出島メッセ長崎」(同年 11 月開業)を中心とする MICE による振興を図ることを目的として、「長崎市観光・MICE 戦略」を策定した(同年 10 月改定)。この戦略は、交流人口の拡大による経済活性化と市民生活との調和を図るため、行政、事業者、DMO、市民など多様な関係者がめざすべきビジョンを共有し、そのビジョンを達成するための基本的な方向性や重点的に進めるべき取組みの指針を示すものとさ

れ、その策定後、一定の期間が経過しているため、戦略目的に沿った成果等が生じているかの検証が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光産業に甚大な影響があったところ、令和5年5月に同感染症が5類感染症に移行し、徐々に回復の兆しが見られる状況となった。日本を訪れた外国人観光客も過去最多を更新したと報道される中、さらなるインバウンド需要の高まりが予測される所であり、観光による地方創生を実現しようとする長崎市において、観光戦略・観光振興計画が効果的に機能しているかどうかを検証することは、市民にとっても関心の高いものである。

加えて、長崎市は、「訪問客への還元」という方針に基づき、観光の更なる振興を図るため、令和5年4月から、宿泊税を導入した。その根拠法令である長崎市宿泊税条例（令和4年長崎市条例第3号）では、「市長は、この条例の施行後3年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定しており、このタイミングで、令和5年度及び同6年度の宿泊税活用事業の効果等を検証し、税率の妥当性等を含め検討することは、制度の見直し等に寄与する効果も期待される所である。

これらのことから、観光振興と宿泊税活用事業の事務の執行について検討することは、非常に有意義であると判断したため、今年度の監査テーマ（特定の事件）として選定した。

### 3 監査の対象期間

原則として令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）。ただし、必要に応じて令和5年度の執行分を含む。

#### 4 監査の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月25日まで

#### 5 監査実施者

包括外部監査人(弁護士)

監査補助者(弁護士1名、公認会計士1名、司法書士1名)

#### 6 監査の方法

##### (1) 主な監査の着眼点

観光振興、宿泊税活用事業に関する事務の執行が、関係法令、規則及び諸規程に準拠して、適切に運営されているか。

- ・ 経済性、効率性及び有効性の観点から適切に実施されているか。

合規性	地方自治法等法令に違反していないか
経済性	無駄なコストがかかっているか
有効性	目的とした成果をあげているか
効率性	より成果の出る方法はないか

##### (2) 主な監査手続

- ・ 観光客数の推移、現状等の調査、把握
- ・ 関係法令、運用、制度等の調査、把握
- ・ 監査対象事業の選定
- ・ 監査対象事業の概要把握
- ・ 関係資料の閲覧と所轄部署に対するヒアリング
- ・ 現地視察

## 7 報告書の構成

本件テーマの監査にあたっては、長崎市を訪問する観光客数の推移など、長崎市の現状と課題を把握することが必要であると考えた。また、国の観光振興に関する情報を整理するとともに、長崎市においても観光政策に変遷が見られ、近年、宿泊税の制度を設けていることから、監査人において、監査に先立ち、情報の収集・知識の整理を行った。

そこで、報告書の構成においても、「第1章 長崎市の現状と課題」「第2章 観光振興に関する政策の概要」の項を設けた後、「第3章 各事業における監査結果」の項において、『長崎市観光・MICE戦略』の基本方針に沿った事業及び宿泊税に関する事業について、監査の経過や結果等(予算執行の当否の視点から、法令等に従って適正に処理されているか、費用対効果に配慮したものになっているか、所期の成果を上げているかなど)を報告することとした。

## 8 報告書の要約

概要版では、報告書のうち、特に重要と考えられる項目のみを抜粋して、以下記載する。また、指摘、意見及び評価の内容については、全体版と比較して、簡略化した内容を記載している。

## 9 監査結果の概要

### (1) 指摘、意見及び評価の件数

指摘、意見及び評価の件数は、以下のとおりである。

指摘:6件

意見:19件

評価:1件

(2) 指摘、意見及び評価の内容

指摘、意見及び評価の件数及び主な内容は、以下の表のとおりである。

【指摘の一覧】

No.	表題
15	事業評価の基準について
16	委託業務に対する規律について
17	事業項目・評価項目の不一致について
18	評価書の記載方法（根拠資料の明示等）について
19	「満足度」の具体的内容について
20	第三者への再委託について

【意見の一覧】

No.	表題
1	VR コンテンツ等の周知・広報について
2	活用事業の推進について
3	端島炭鉱整備の財源について
4	出島の魅力の周知について
5	夜景の魅力の情報発信等について
6	クルーズ客船の入港時の業務委託について
7	多言語案内表示板張替業務委託実施時期について
9	HSR2024 の歓迎広告事業契約日について
10	日 ASEAN レセプションにおける契約日について
11	「さしみシティ」の PR の継続について

12	観光案内業務等の報告書について
13	観光案内所受付等業務委託費について
14	観光交流基金積立金の取り崩し規定について
21	ICT の活用について
22	事業者の意見等の吸い上げについて
23	契約締結過程の可視化について
24	「満足度」の位置付けについて
25	「先駆的 DM0」の選定について
26	DM0 に対する評価方法について

【評価の一覧】

No.	表題
8	観光教育出前授業について

## 1 資源磨きと魅力あるコンテンツの創造（基本方針 A）

No.	指摘/意見
1	意見
表題	
VR コンテンツ等の周知・広報について	
概要	
<p>「明治日本の産業革命遺産」の推進に関する各事業は、直接観光客誘致を狙ったものではなく、あくまで世界遺産としての価値を保全し、その価値を正しく伝えていくためのものである。そのため、これらの事業について、機械的に費用対効果を論じることにはできないものの、世界遺産としての価値を保全し、広く発信することによって、結果的に観光客誘致に繋がるものと思われる。もっとも、現時点では、長崎市に訪れた旅行者の満足度調査において、「世界遺産」への満足度が目標値に達していないことは課題として挙げることができる。今後は、引き続き世界遺産としての価値の保全に注力するとともに、上記の VR コンテンツ等の積極的な周知・広報を図るのが重要である。</p>	

No.	指摘/意見
2	意見
表題	
活用事業の推進について	
概要	
<p>東山手・南山手のエリアは、旧外国人居留地の名残がある魅力的なエリアであり、洋館等を活用することによって、エリア全体の魅力をさらに高め、新たな賑わいを呼ぶことができる可能性を有している。今後は、洋館活用手法等に関する調査結果を踏まえ、速やかに活用事業を進めていく必要がある。</p>	

No.	指摘/意見
3	意見
表題	
端島炭鉱整備の財源について	
概要	
<p>端島炭坑護岸の整備に関する事業は、直接観光客誘致を狙ったものではなく、あくまで世界遺産としての価値を保全し、その価値を正しく伝えていくためのものである。そのため、本事業について、機械的に費用対効果を論じることはできないものの、端島炭坑の世界遺産としての価値を保全し、広く発信することによって、結果的に観光客誘致に繋がるものと思われる。</p> <p>もっとも、現時点では、長崎市に訪れた旅行者の満足度調査において、「世界遺産」への満足度が目標値に達していないことは課題として挙げることができる。また、端島炭坑整備の主要な財源として位置づけられる端島整備基金は、主にふるさと納税によって構成（例えば、令和6年度の積立額146,324,464円のうち、ふるさと納税は102,050,000円と約7割を占めている。）されている。しかし、ふるさと納税の額は年によってばらつきがあるため、端島の来訪者を増やして、端島見学施設使用料の割合を高める必要があると思われる。</p>	

No.	指摘/意見
4	意見
表題	
出島の魅力の周知について	
概要	
<p>本事業は、直接観光客誘致を狙ったものではなく、あくまで日本の歴史と文化を考える上で不可欠かつ唯一無二の存在である出島を復元し、後世へ残すためのものである。そのため、本事業について、機械的に費用対効果を論じることはできないものの、かつての出島の様子を忠実に復元することによって、魅力的な観光の場所となり、結果的に観光客誘致に繋がるものと思われる。</p> <p>また、出島を観光資源として活用する上では、長崎市民の出島への愛着・誇りを醸成することが重要である。そのような観点から、現在不定期に実施されている長崎市民を対象とした出島の無料開放をより積極的に行い、観光客だけではなく、長崎市民にも出島に来てもらって、その魅力を再認識してもらおう必要がある。</p>	

No.	指摘/意見
5	意見
表題	
夜景の魅力の情報発信等について	
概要	
<p>長崎の夜景は、全国的にも高い評価がなされており、観光客を呼び込む資源となり得る。長崎が持つ夜景の魅力を高める取組みを継続することは重要であり、今後も現在の取組みを継続し、長崎市の夜景の魅力の情報発信等を行う必要がある。</p>	

## 2 安心安全・快適な滞在環境の整備（基本方針 B）

No.	指摘/意見
6	意見
表題	
クルーズ客船の入港時の業務委託について	
概要	
<p>大型クルーズ客船の入港時の混雑解消のための交通誘導業務 76 回について、それに係る業務委託伺書は 37 通に渡り、委託先が複数社に渡るにも関わらず、その全てについて仕様書、見積書、請負業務完了報告書が適切に保管されていた。交通誘導業務は観光客や市民の安全に資するものであるため、仕様書でその都度警備の詳細な指示がなされている点も良かった。また、これら大量の資料を徴求した際、すぐに項目毎に明確な回答がなされたことから、これらの資料が正しく保管管理されていることは評価すべき点である。</p> <p>ただ事業自体は適切に実施されているが、これだけの書類をその都度起案、作成、管理することは長崎市、受託者である事業者双方にとって負担であると言わざるを得ない。長崎市においても長期間契約を検討するなど業務の改善を検討したそうだが、委託先の警備業界は現状人手不足であり、また大型クルーズ客船の入港は突然決まることもあるため、予め長期間事業として委託することは難しいとのことであった。以前は月単位で委託すると受託者側から対応できない日があるとの回答もあったそうだが、単発の委託になってからそのようなことはなく、この書類のやり取りについても事業者側から意見はないとのこと。</p> <p>しかしコロナ禍も明け、令和 6 年度のクルーズ客船の入港数は前年比 66.7% 増の 160 隻である。今後更に入港数が増えれば、この業務が双方</p>	

にとって大きな負担となることは間違いない。ただ現在の方法を単に省略、簡略化することは安全管理上望ましくなく、具体的な改善策を提示することは現状難しいが、例えば ICT の活用など、長崎市には今後も事業者側と継続的に協議し、改善できる点がないかを検討してほしい。

No.	指摘/意見
7	意見
表題	
多言語案内表示板張替業務委託実施時期について	
概要	
<p>多言語案内表示板張替業務委託について、令和7年3月21日に計画伺い、同月27日に工事着手、同月31日に竣工している。令和6年度事業のため事業自体は計画通り実施されていると言えるが、可能であればランタンフェスティバルなど外国人観光客が多い行事の前に完了することが望ましい。</p>	

No.	指摘/意見
8	評価
表題	
観光教育出前授業について	
概要	
<p>「観光教育出前授業」の内容が非常に素晴らしい。子供達が自分の街のことを知り考えるよいきっかけになる。この事業は観光行政と教育行政が両輪となって取り組まなければ成立しないところ、授業実施後に関係者において意見交換会がなされ、その内容及び児童へのアンケート調査結果も報告書に記載して共有するなど、しっかりと関係各所で連携が取れていた。関係者に地域の方を呼ぶなど地元を巻き込んでいる点も良かった。また実際に令和7年度の授業内容を拝見し、子供たちが外に出て、大人も気づかないような自分の住む街の良いところを発見し、生き生きと発表する姿を見て、事業目的である、「長崎の魅力発見により長崎を愛する心（シビックプライド）を醸成する。」という点に大きく貢献できる事業であると感じた。</p> <p>この事業をさらに拡大してほしいところであるが、令和7年度の実施計画が4校（令和6年度から1校増）に止まったのは、指導者等のマンパワーが足りないことも要因であると考えます。学校への事前アンケートで「非常に興味がある・興味がある」とした小中学校は令和6年度は31校、令和7年度は45校（内、リピート校が2校）であり、学校側からの期待も高い事業であるも需要と供給のバランスが取れていないと感じました。令和7年度の意見交換会ではこの事業をいかに横展開していくかについても議論されていた。現在は、出前授業という形式であるが、こういった取り組みを重ねて授業のノウハウが蓄積された際には、学校が総</p>	

合学習の一環として独自に取り組むことでどの学校でもこの授業を受講できる体制を目指してほしい。また長崎市としても事業実施当初から将来的には学校独自で授業を実施できる環境を整えることを模索しているとの回答であったことを申し添える。

### 3 戦略的な魅力発信と誘致活動の推進（基本方針 C）

No.	指摘/意見
9	意見
表題	
HSR2024 の歓迎広告事業契約日について	
概要	
<p>HSR2024 の開催期間が令和 6 年 11 月 18 日～22 日までであるが、歓迎広告事業の階段広告の見積日と契約日が 11 月 14 日、駅構内広告の見積日、契約日、履行日が全て 11 月 15 日と同一日であった。原因は HSR2024 の直前に別の国際会議が予定されていたが、急遽この歓迎広告も実施することとなったため、仕様が直前まで決定せず、書面化できなかったとの理由であった。HSR2024 の歓迎広告自体は関係各所と随時擦り合わせており、広告設置も開催日までに完了し実務上は問題なかったとのことであるが、そうであれば書類が形骸化していると考えざるを得ない。日付が同一となってしまった正当な理由はあり実務上致し方ないとはいえ、事業者を守る意味でも事業者が事業着手する前に契約書を締結することが望ましい。</p>	

No.	指摘/意見
10	意見
表題	
日 ASEAN レセプションにおける契約日について	
概要	
<p>日 ASEAN レセプションの対応も契約日が 6 月 24 日、履行日が 6 月 25 日と近接しており書類が後付けであることが伺える。これも会議の性格上、各国のメニュー（食べられないものなどの調整など）の調整で県、国も関わっているため長崎市単独で判断できるものではなく、実務上致し方ないとの理由であった。事業者とは契約前から事前協議ができており、実務上は支障がなく、契約日と履行日の日付が近接となってしまった正当な理由はあるとはいえ、今後は事業者を守る意味でも事業者が事業着手する前に契約書を締結することが望ましい。</p>	

#### 4 観光・MICE 関連産業の活性化（基本方針 D）

監査の結果、指摘、意見、評価に該当する事項はなかった。

## 5 その他の宿泊税活用事業

No.	指摘/意見
11	意見
表題	
「さしみシティ」のPRの継続について	
概要	
<p>「長崎の魚」の観光客認知度を上げるためには、「さしみシティ」のPRを一層進める必要があり、現状の取組みは積極的に評価されるべきである。今後も、より効果的なPRに取り組むのが望ましい。</p>	

No.	指摘/意見
12	意見
表題	
観光案内業務等の報告書について	
概要	
<p>一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会の月次報告書では種別ごとの観光案内「件数」と「人数」の記載のみで毎月の窓口業務の具体的な状況や課題が確認できない。課題がある場合は市担当者とメール等で随時共有を行い、対応を行っているとのことであったが、報告書としても履歴に残すべきである。</p> <p>また、報告書の「件数」については、実数を把握すると事務が煩雑になるという理由から、報告書に記載の「人数」の数を機械的に、観光交通全般は3分の1に、旅館案内、外国人来客数はそのまま記載しているとのことであった。そうであれば、件数を記載する意味が無く、項目は削除するのが好ましい。</p>	

No.	指摘/意見
13	意見
表題	
観光案内所受付等業務委託費について	
概要	
<p>総合観光案内所受付等業務委託において、委託契約書の委託料 26,534 千円の根拠となる見積書の内訳が「一式」としかになっておらず、その詳細がわからない。最も大きな割合を占める人件費 15,666 千円については、コンベンション協会から徴取した人件費予算書を根拠としているとのことであるが、徴取しているだけで、長崎市において事業に対する人員配置や金額が適正かどうかの具体的な検証がなされているかまでは確認できなかった。</p> <p>実際に観光案内所を訪問したところ、所内には多くの観光資料、パンフレットが設置されており、明るくきれいで観光客にわかりやすく、JNTO から「カテゴリー2」認定を受けるなど、事業そのものは適切に実施されていると思われる。しかし現状の委託料の算定方法は、コンベンション協会との信頼関係の上に成り立つと言わざるを得ない。ただ金額の根拠を市がチェックすることはマンパワー的にも難しいため、DMO と継続的に情報共有や協議をしながら、その検証方法について検討されたい。</p>	

No.	指摘/意見
14	意見
表題	
観光交流基金積立金の取り崩し規定について	
概要	
<p>基金の具体的な取り崩し条件や規定がない。また目標達成前でも必要があれば支出できるようにすべきと考える。</p> <p>なお、宿泊税見直し検討小委員会でも同様の指摘があり、長崎市においても宿泊税の新制度開始までに具体的な取り崩し条件を整理する考えであるとの回答を得たことを申し添える。</p>	

## 6 宿泊税に係る事務

監査の結果、指摘、意見、評価に該当する事項はなかった。

## 7 DMO が関係する事業

No.	指摘/意見
15	指摘
表題	
事業評価の基準について	
概要	
<p>長崎市 DMO 事業評価書を作成するにあたり、評価の指標となるマニュアルがない。S～D の評価基準があるが、総じて評価基準が曖昧であり、なぜその評価を付けたのか具体性に欠ける。実態はこの評価書が DMO 事業の PDCA サイクルを回す手法となっており、この評価書によって成果のあった事業の予算を次年度で強化したり、成果のなかった事業を廃止するなどの根拠とする運用が図られている。この運用の実態及び評価の指標をマニュアル化し、基準を明確化するとともに、より説得力のある評価を実施し、実効性の担保の見える化を図っていただきたい。</p> <p>なお本評価は制度が開始されて 2 回目であり、長崎市も今後マニュアルの策定が必要であるとの認識であった。</p>	

No.	指摘/意見
16	指摘
表題	
委託業務に対する規律について	
概要	
<p>DMOにおける委託業務について、長崎市がどのようにコントロールしているのか、統一的な基準がない。例えば、再委託がどのような場合に許容されるのか、再委託をする際にはどのような記録を残すべきかという点について、何も定められていない。そのため、DMOへの関与のあり方が部署や担当者ごとにまちまちとなっており、事後的な検証が困難である。委託業務については、原則としてDMOが自らの判断と責任において行うべきではあるものの、DMOは実質的に長崎市の観光行政の一翼を担っており、純粋な民間業者として見ることはできない。このようなDMOの特徴を踏まえると、長崎市としても、業務遂行について統一的な基準を設けるなどして、適切なコントロールを及ぼすことが必要である。具体的には、一定の重要事項（例えば、再委託の可否、個人情報の管理等）について、統一的なガイドライン等を作成するべきである。</p>	

No.	指摘/意見
17	指摘
表題	
事業項目・評価項目の不一致について	
概要	
<p>DMO との業務委託契約書や令和 6 年度 DMO 実施計画、四半期ごとの事業進捗・評価は 7 項目（1 ブランディング～7 地域マネジメント）となっている一方、年間の事業報告書や事業評価は、長崎市観光・MICE 戦略における 4 項目に「長崎市 DMO の業務運営の改善及び効率化に関する事項」を加えた 5 項目となっているため、DMO に業務委託した内容が適切に実行されているかの検証がしづらくなっている。ヒアリングの結果、担当課において適切に検証作業がされていることを確認できたが、今後は DMO の事業項目と評価項目を整理し、効率的かつ効果的に検証ができるようにしていただきたい。</p> <p>なお、今後は令和 8 年度から始まる次期長崎市観光・MICE 戦略の項目に DMO の事業項目と評価項目をすべて合わせる予定とのことであり、当該指摘事項については令和 8 年度に解消される見込みである。</p>	

No.	指摘/意見
18	指摘
表題	
評価書の記載方法（根拠資料の明示等）について	
概要	
<p>長崎市 DMO 事業評価書 KGI 達成状況、各方針の成果指標について、金額、満足度、件数の集計方法、元データの記載がなく、説得力に欠ける。また、各数字の根拠を明示し、図によっては各年度の数字が横ばいに見えるため、図のレンジを変更していただきたい。長崎市に確認したところ次年度より巻末に参照資料を記載するなどして対応するとの回答を得た。</p>	

No.	指摘/意見
19	指摘
表題	
「満足度」の具体的内容について	
概要	
<p>市民満足度、事業者満足度はどのように集計しているのか、また何に対する満足度なのかわからない。事業者も観光に携わる事業者、携わらない事業者で求める満足度の内容は異なるはずである。また市民もオーバーツーリズムの影響を受ける地域にいる人、いない人、観光振興に興味のある人、ない人と多岐に渡り、それぞれの満足度があると思われる。誰に対する何の満足度なのかを明確にすべきである。</p>	

No.	指摘/意見
20	指摘
表題	
第三者への再委託について	
概要	
<p>DMO との委託契約において、DMO が第三者に再委託する際は、長崎市の承諾が必要であるとされているが、承諾書の書面が形式的であり、実際に承諾の際にどのような検討がなされたかが見えにくい。ヒアリングの結果、再委託先の選定や妥当性について何度も長崎市と DMO でやり取りをし、必要と判断した場合にのみ再委託を許可するなど、再委託までに必要な検証を行っていることがわかった。この検討過程をすべて書面化するのはマンパワーの問題もあり現実的ではないが、重要な部分は出来るだけ書面に残しておくことをご検討頂きたい。</p> <p>また現段階では第三者へ再委託する際にセキュリティー管理が問題となる事業はないと聞いているが、今後そのような事業がある場合、その責任の所在を明確化するために合意書等を作成する、セキュリティー管理の方法を徹底するなど、リスク回避の方法を十分に検討のうえ対応していただきたい。</p>	

No.	指摘/意見
21	意見
表題	
ICTの活用について	
概要	
<p>長崎市内の周遊を促進し、消費を拡大するには、導入情報通信技術（ICT）を導入した先駆的なサービスが重要である。ICTを活用した多言語表示や、キャッシュレス決済対応、外国人観光案内所の機能強化等につき、市としての取組み、事業者としての取組み、それぞれの役割の分担をしながら、より一層推進していただきたい。</p>	

No.	指摘/意見
22	意見
表題	
事業者の意見等の吸い上げについて	
概要	
<p>観光振興の進展には、流通の視点も重要であり、観光事業者や宿泊事業者の意見や知見も積極的に集約することが求められる。定期的な会合を設けるなど、観光事業者等からの意見や知見も踏まえて、市としての取組み、事業者としての取組み、それぞれの役割の分担をしながら、より一層推進していただきたい。</p>	

No.	指摘/意見
23	意見
表題	
契約締結過程の可視化について	
概要	
<p>DMO との業務委託契約を締結する際に長崎市が作成している積算書の中で、「単価：見積による」という記載が摘要欄に記載されているものが多数あった。当該単価は DMO が長崎市に提出した見積書の中にある単価と一致しており、一見すると DMO の見積書の金額を長崎市がそのまま採用しているようにも見えてしまう。ヒアリングの結果、委託する事業内容や金額の妥当性について何度も長崎市と DMO でやり取りをし、必要と判断した場合は見積書の再提出を依頼するなど、業務委託契約締結までに必要な検証を行っていることがわかった。</p> <p>検討過程をすべて書面化するのはマンパワーの問題もあり現実的ではないが、重要な部分は出来るだけ書面に残しておくことをご検討頂きたい。</p>	

No.	指摘/意見
24	意見
表題	
「満足度」の位置付けについて	
概要	
<p>訪問客の満足度の根拠となる令和6年度長崎市日本人観光客動向分析結果報告を見ると、満足度調査の実態は、下記の通りである。</p>	
調査内容 ・回答数 ・期間	<p><u>日本人観光動向調査・満足度調査</u>  (調査方法) WEB 調査  (有効回答数) 1,528 件  (調査時期) 2024 年 5 月～2025 年 2 月末日 (10 か月)</p>
調査場所 ・調査方法	<p>宿泊施設 (20 か所※)、グラバー園、出島、原爆資料館、稲佐山ロープウェイ (淵神社駅舎)、長崎市総合観光案内所、長崎市恐竜博物館などでの回答用のチラシを配布。  チラシより QR コードを読み取り、調査フォームより回答。回答者に後日お礼をメールにて送付した。</p>
調査対象	上記を訪れた 18 歳以上の市外在住者
<p>統計学的にこのサンプル数で問題はないが、訪問客の満足度は常に高止まりの傾向があり、KGI にしなくてもよいと思われる。具体的なアンケート回答の内容は参考になるため、指摘にも記載した満足度とは何かを検討する材料としてほしい。なお、令和8年度から始まる次期長崎市観光・MICE 戦略では訪問客の満足度は KPI になるとのことであった。</p>	

No.	指摘/意見
25	意見
表題	
「先駆的 DM0」の選定について	
概要	
<p>観光庁は、観光立国推進基本計画（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定）において、地域全体の活性化等の取組を高水準で満たす「世界的な DM0」のモデル形成を目指し、その候補となる「先駆的 DM0」への戦略的な支援を行うこととしている。「先駆的 DM0」として、令和 6 年度末までに 4 法人が選定され、令和 7 年度、新たに一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会を含む 7 法人が観光庁より選定された。</p> <p>DM0 の現在の取組みはその性質上地道に継続していかなければ成果が出ないものも多く、仮に成果が出ても DM0 の事業によるものなのか検証しづらい点がある。しかし、観光庁に登録された DM0 が全国に 332 法人（令和 7 年 10 月 1 日現在）ある中、観光庁の指定する要件を満たし、先駆的 DM0 に選定されたことは評価すべき点であり、成果が検証しにくい分、取組みそのものの意義や内容を周知していくことが重要であると考ええる。</p>	

No.	指摘/意見
26	意見
表題	
DMO に対する評価方法について	
概要	
<p>長崎市の DMO に対する現在の評価方法は、DMO に対し事業ごとに詳細な報告を四半期ごとに求め、それを元に事業の方向性を検討するというものであり、こうした評価方法は有意義なものである。この方法を用いれば、より多角的な視点をもって検討することも可能であると考えため、今後は現在の定量評価だけでなく定性評価も加えるようご検討いただきたい。</p>	